



仙北編

新年あけましておめでとございませう。旧年中は大変お世話になりました。今年も元気に頑張ります。ご助言・ご指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、先の県議会十二月定例会で、はじめて一般質問に立ちました。今号はミニ特集で、この質問の内容と知事の答弁の要約をお知らせします。

質問 「県と市町村のパートナーシップについて」

最初に県と市町村の関係について、知事のご所見をお伺いします。自分は昨年の九月まで西木村役場の職員でした。精一杯勤めたつもりです。全県の市町村長や職員の皆さんも同様で、地方自治の最前線を担っていることを誇りとしています。

しかしながら、仕事の大部分は、隅から隅まで国や県のご指導が必要です。地方自治の原点は、自己決定・自己責任にあると考えます。また国や県・市町村は、各々の役割を分担しながら、対等な立場で協力し合うものだと思います。ところが国・県が上位にいて、市町村を監督し

ているような誤解があります。この思い違いが、両者の距離感を産み、お願い行政が横行する要因となつていような気がします。

そこで知事にお尋ねします。地方分権一括法が施行され、機関委任事務の整理が進み、市町村合併と地方財政の三位一体改革等、地方自治体を取り巻く環境が急変する中、どんな県政運営をなさろうとしているのか、例に挙げて恐縮ですが、市町村合併における知事のイメージは、とにかく合併を進めたいと言う姿のみがクローズアップされています。これが市町村の目線かと言えれば疑問です。道州制の議論は拙速です。疎外感を持った市町村が多いと聞きます。市町村を信頼し、運命共同体と認め合つて、はじめてパートナーシップが成り立つものと考えます。率直なご所見をお伺いします。

回答 「知事答弁」

県と市町村は、独立した行政主体として対等な立場にあることとは言うまでもありません。これからの市町村は、より広範な行政サービスを行うため、自らの事は自らが決定できる力をつける等、これまで以上に自立することが求められています。私は市町村がこうした力を発揮してこそ、地域も国家も成り立つものであると考えています。市町村合併についても、市町村の住民はすなわち県民であるの思いから、県民が不利益を被る

ことのないよう、市町村に対し必要なアドバイスや意見を申し上げることが知事の責務であると考えます。



道州制については、国の議論が活発化する中、私は三位一体改革にあたって、「市町村財源問題研究会」の座長として、市町村の目線に立ち、自主的な行政運営が可能になるよう緊急提言を行ったところです。

県と市町村の役割分担を明確にし、国の方針に反することであつても、地方において可能なものから分権改革を実行します。国の分権改革の取り組みを加速させるため、県と市町村が本音で協議を重ね、パートナーシップを一層強めたいと考えます。基礎的自治体を優先という原則を肝に銘じ、県はこれを補完するサポート役に徹した県政運営にあたりたいと考えます。

秋田県では高齢化に伴い急増する要介護高齢者に対し、多様な保健福祉サービスの提供を、量的にも質的にも確保することが喫緊の課題と言われています。介護保険制度がスタートしてから約四年、各公的機関の努力もあつて、居宅介護施設の建築は進展していますが、要望に見合う状況であるかどうかは疑問が残ります。県内では、入所待機者が平成十五年四月現在で二千五百人を超えています。施設の整備は何としても必要な政策と考えられます。

多くの皆様は、これまで長い間住み慣れた地域・居住環境を離れることなく、可能な限り自立した生活を確保したいと切望しています。実際、自分は厳しい要介護度五の判定をいただき、現在も秋田市内の施設で療養中です。大好きだった畑仕事も、聞きなれた川の音もない、市街地の療養となつています。

自分は、サービスを必要とする高齢者・家族の傍らにある、例えば空き家や集落会館を活用し、地域のNPO団体等が運営する介護施設づくりを進めることが大変重要と思つています。

しかし、建築基準法や消防法のハードルがかなり高く、また公共施設等の転用には面倒な手続きが必要です。これらの現行法規を緩和しない限り、NPO団体等が運営する地域内介護施設の実現は、相当厳しいのではないでしようか。

大阪府や千葉県で既に行っている、施設改修費用に県補助金を交付する制度も是非必要です。地域の空き屋や集落会館、保

育園、教育施設等、既存資源の転用を進め、地域に安心感を産み育てることを急がなければいけません。福祉サービスは、これからどんどん地域内で成熟していく必要があると痛感します。中期的に県が目指す介護施策の整備目標、更にはNPO団体等が参入するための環境づくりについて、知事のご所見をお伺いします。

回答 「知事答弁」

これまでの取り組みから課題がはつきりしてきました。一つ目は要介護状態にならないよう、介護予防への取り組みを重視しなければいけないこと、二つ目は「自らが生活の主人公」として、安心して暮らしを続ける環境を整備しなければならぬこと、三つ目は、施設サービスにおいて「個別ケア」が必要であること等です。県では「新・お達者あきたサポートプラン」に基づき、特に介護予防の観点に立った社会参加の促進や生きがいづくりの充実を図りながら、高齢者の自立支援を基本に各種施策の推進に積極的に努めます。また国のサテライト方式によるデイサービスの展開や、小規模・多機能施設の整備を進めます。

また地域には多様な人的資源が潜在しています。これらの皆さんにご協力いただき、住民自らが支え合うコミュニティサービスを拡大していくことが大切だと認識します。県はNPO法人等に対し、国が実施している施設整備助成制度が、一層活用できるよう努めます。さらに市町村と連携し、既存施設を活用

質問 「既存施設を活用した介護施設整備について」



したサービスの拠点づくり等、手づくりの活動に対しての支援策も幅広く検討します。

質問 「体験的な学習と施設の活用策について」

明日のふるさと、次代の日本を担う子供達に、秋田県としてどのような教育ができるか、これは何事にも代え難い大きな命題です。自分も四人の子供が小学校に在籍し、他人事ではないと言う思いが、政治に携わろうとした動機になっています。

平成十四年四月一日から、小学校三年以上で「総合的学習の時間」がスタートしました。ふるさと学習、体験的な学習、交流活動等が活発化し、完全週五日制による土曜日の休業化で、家族や地域の人たちとの校外活動を実施する環境はできました。しかしながら、教育制度の改革に追いつかない状況が、地域にあるように思います。

人材の確保や父兄の休日がままならない状況ですが、家庭と地域、学校が一体となり、民間企業も総力を挙げて子供達の学習を援助することが必要です。できるだけ、たくさん体験を子供達にさせたいと思います。そう言う環境を大人達でプレゼントしたいと、県民は等しく願っていると思います。

この教育観からすれば、秋田県が運営する各種の公的施設の使用料や入館料には、大きな疑問を感じ得ません。たくさん県運営施設があります。その料金設定は、総合的学習の理念を反映しているでしょうか。一部の公共施設が使用料を引き下げ、または無料化に踏み切り好評を得ている中、現在も有料となっている諸施設は、依然として零細・少額の使用料が多く、徴収コストが使用料収入を上回っているのではないかと心配されるほどです。ここにコストをかけるより、秋田ふるさと村や生態系公園のように無料化し、多くの県民に利用してもらった方がよいと思います。

和歌山県では県立近代美術館と県立博物館について、平成十四年度から高校生以下の入館料を無料化した結果、入館料収入が一・三倍に増加したことを聞いています。使用する県民の意見を取り入れ、県民の立場に立った料金体系になるよう、できれば子供や学生は無料化し、その分を大人が負担するくらいの抜本的な見直しを提案いたします。

回答 「知事答弁」

県が設置する公の施設については、何よりも県民が利用しやすい環境をつくるのが大切であり、使用料についても、そうした観点から設定することが基本であると考えます。なお算定基準は県内外の類似施設やランニングコスト他を総合的に勘案し、また三年毎に物価指数の動向を見ながら見直しを行っていきます。運営に際し、関係団体や地元のご意見も伺っています。皆さんの意見を適切に反映できるように努めたいと思います。子供や学生の使用料の無料化については、様々な角度からの検討が必要と考えています。

質問 「秋田独自の農業農村振興策について」

現在の日本の農業政策を論ずる場合、国内外の諸情勢に立つた議論が必要であることは認識しているつもりです。

平成十五年の農業構造動態調査によれば、県内の総農家数は七万七千三百七十戸で、この内、販売農家六万七千七百七十戸に占める専業農家は七千八百八十戸であり、その比率は一〇・七パーセント、また認定農家は七千五百六十四戸で一・三パーセントと言う状況です。

秋田県としては、今後も利用農地の集積や分散の解消、経営体の大規模化による生産コストの削減を目指して、意欲ある認定農業者を増加させる努力が必要です。この認定農業者の育成が、秋田県農業を革新するエネルギーとなれば幸いです。しかし九十パーセントもの農家が、第一種及び第二種の兼業

回答 「知事答弁」

村を元気づけるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

農業・農村の振興にあたっては、生産性や経済性の追求と、農村の豊かさの向上を両輪に推進することが重要と考えます。農業生産では、企業的な経営感覚を持つ認定農業者の育成を重点に、様々な施策を推進しています。農村の豊かさは、地域特有の文化や伝統を育む共同生活が、農村の原風景を形づくってきたと考えます。これらが地産地消、スローフード、グリーンツーリズム等に発展したと理解してまいります。最近では小規模農家や高齢者、女性等による加工や直売の推進、農家民宿、農家レストランなどのカントリービジネスが見られるようになりました。

県は今後も生産性向上などの構造対策を推進し、また農業の伝統的な営みに立脚した取り組みを積極的に応援して、活性化を図りたいと考えます。

県政報告「会派いぶき活動レポート」(仙北編)
 発行元：県議会会派いぶき
 発行者：会派いぶき代表 門脇光浩

県議会「会派いぶき」
 〒010-8570 秋田市山王 4-1-1 秋田県議会棟内
 電話 018-860-2094 F A X 018-860-2105
 門脇みつる事務所
 〒014-0512 仙北郡西木村上荒井字新屋 10-1
 電話 0187-52-5188 F A X 0187-52-5189
 ホームページ <http://www.kadosan.com/>
 メール info@kadosan.com

京野きみこ事務所
 〒012-0826 湯沢市柳町 1-3-11
 電話 0183-78-1555 F A X 0183-78-1557
 ホームページ <http://www.ham-chan.jp/>